

議会運営委員会 協議事項

〔令和8.9.24(木)午前10時〕

1 本会議3日目及び4日目の運営について

(1) 市長提出追加事件について

- 選 第 5 号 浜松市教育委員会委員選任について
選 第 6 号 浜松市固定資産評価審査委員会委員選任について

(2) 議事日程・議事の順序について（別紙）

2 人事案件について

(1) 浜松市教育委員会委員（5人中1人）

前 任 者	任 期	後 任 者	任 期
田 中 佐和子	令和4.10.1～ 令和8.9.30		令和8.10.1～ 令和12.9.30

(2) 浜松市固定資産評価審査委員会委員（9人中5人）

前 任 者	任 期	後 任 者	任 期
吉 山 真 三	令和5.10.4～ 令和8.10.3		令和8.10.4～ 令和11.10.3
倉 知 三 奈	令和5.10.4～ 令和8.10.3		令和8.10.4～ 令和11.10.3
辻 祥 治	令和5.10.4～ 令和8.10.3		令和8.10.4～ 令和11.10.3
原 田 勝 弘	令和5.10.4～ 令和8.10.3		令和8.10.4～ 令和11.10.3
小 畑 裕 之	令和5.10.4～ 令和8.10.3		令和8.10.4～ 令和11.10.3

3 陳情・意見書の調整について

- (1) インボイス制度を廃止するよう求める意見書を国に送付することを求める陳情
(浜松民主商工会 会長 疋田 朋広さん、浜北民主商工会 会長 伊藤 博さん、天竜民主商工会 会長 鈴木 義昭さん 提出)
- (2) 「消費税率一律5%減税を求める意見書」を国に送付するよう求める陳情
(浜松民主商工会 会長 疋田 朋広さん、浜北民主商工会 会長 伊藤 博さん、天竜民主商工会 会長 鈴木 義昭さん 提出)
- (3) 市街化調整区域における廃校等公共施設の利活用推進及び規制緩和等を求める意見書
(自由民主党浜松提出)
- (4) 孤立妊産婦と乳幼児の命を守る法整備を求める意見書 (自由民主党浜松提出)
- (5) 大規模データセンターに関わる法整備を求める意見書 (市民クラブ提出)
- (6) 避難所の空調及び非常用電源設備への国庫補助拡充を求める意見書 (市民クラブ提出)
- (7) 消費税減税に伴う地方自治体の減収に対する国の責任ある財政措置を求める意見書
(創造浜松・国民民主党浜松提出)
- (8) 「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携及び避難所環境の抜本的強化を求める意見書
(公明党提出)
- (9) 化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書 (公明党提出)
- (10) 中学校を含めた給食費無償化の制度化及び安定的な財源確保を求める意見書
(日本共産党浜松市議団提出)

4 決算審査特別委員会における締めくくり質疑について

- ・締めくくり質疑通告期限 ……10月15日(木)午後3時

5 11月定例会のスケジュール等について

(1) 11月定例会のスケジュールについて（別紙）

(2) 質問について

ア 質問者の数

	代表質問	一般質問
自由民主党浜松	1人	6人
市民クラブ	1人	—
創造浜松・国民民主党浜松	1人	1人
公明党	1人	1人
浜松市政向上委員会	—	1人
市民サポート浜松	—	1人
	4人	10人

イ 質問日別の人数

	代表質問	一般質問
12月4日（金）	4人	—
12月7日（月）	—	4人
12月8日（火）	—	4人
12月9日（水）	—	2人
	4人	10人

ウ 質問通告期限 ……11月25日（水）正午

エ 質問順序

	代表質問	一般質問
1 日 目	1 自由民主党浜松 2 市民クラブ 3 創造浜松・国民民主党浜松 4 公明党	
2 日 目		1 2 3 4
3 日 目		5 6 7 8
4 日 目		9 10

議 事 日 程 (第 1 4 号)

令和8年9月25日(金) 午前10時開議

第 1 会議録署名議員指名

第 2 代 表 質 問

議 事 の 順 序 (第 3 日)

令和8年9月25日(金) 午前10時開議

1 開 議 の 宣 告

2 会議録署名議員指名

3 代 表 質 問

4 散 会 の 宣 告

議 事 日 程 (第 15 号)

令和8年9月28日(月) 午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一 般 質 問
- 第 3 選 第 5 号 浜松市教育委員会委員選任について
- 第 4 選 第 6 号 浜松市固定資産評価審査委員会委員選任について

議 事 の 順 序 (第4日)

令和8年9月28日(月) 午前9時開議

- 1 開 議 の 宣 告
- 2 会議録署名議員指名
- 3 一 般 質 問
- 4 選 第 5 号 上 程……日程第 3 (教育委員会委員選任)
 - (1) 説 明
 - (2) 質 疑
 - (3) 委員会付託省略
(討 論)
 - (4) 採 決
- 5 選 第 6 号 上 程……日程第 4 (固定資産評価審査委員会委員選任)
 - (1) 説 明
 - (2) 質 疑
 - (3) 委員会付託省略
(討 論)
 - (4) 採 決
- 6 休 会 の 決 定
- 7 散 会 の 宣 告



2026 年 8 月 21 日

浜松市市議会議員 渥美誠殿

インボイス制度を廃止するよう求める意見書を 国に送付することを求める陳情

団体名 浜松民主商工会
陳情者 住 所 [REDACTED]
氏 名 疋田朋広

団体名 浜北民主商工会
住 所 [REDACTED]
氏 名 伊藤 博

団体名 天童民主商工会
住 所 [REDACTED]
氏 名 鈴木義昭

【陳情趣旨】

円安による物価高が続く中で、賃上げ圧力が強まり、人手不足が広がる中で小規模企業の倒産が増加しています。こうした厳しい状況に拍車をかけているのがインボイス制度です。

インボイス制度の実施によって、本来消費税の納税が免除される売上高 1,000 万円以下の小規模事業者やフリーランスが消費税の納税義務を負わされ、その負担に苦しめられています。インボイス発行に伴う実務だけでなく、発注者による取引排除や値引きの強要など不公正な取引も後を絶ちません。

小規模事業者等の苦境や経営環境の悪化を鑑みれば、先の税制改正で「2割特例」などの負担軽減措置を廃止に向けて改悪したことは重大です。廃業・倒産を加速させ、地域経済にも深刻な影響を与える事態を回避するためには、インボイス制度の廃止こそ求められます。

以上の趣旨から、下記事項について陳情します。

【陳情事項】

一、インボイス制度を廃止するよう求める意見書を国に送付すること。

インボイス制度を廃止するよう求める意見書(案)

円安による物価高が続く中で、賃上げ圧力が強まり、人手不足が広がる中で小規模企業の倒産が増加しています。こうした厳しい状況に拍車をかけているのがインボイス制度です。

インボイス制度の実施によって、本来消費税の納税が免除される売上高 1,000 万円以下の小規模事業者やフリーランスが消費税の納税義務を負わされ、その負担に苦しめられています。インボイス発行に伴う実務だけでなく、発注者による取引排除や値引きの強要など不公正な取引も後を絶ちません。

小規模事業者等の苦境や経営環境の悪化を鑑みれば、先の税制改正で「2割特例」などの負担軽減措置を廃止に向けて改悪したことは重大です。廃業・倒産を加速させ、地域経済にも深刻な影響を与える事態を回避するために、インボイス制度の廃止を求めます。



2026 年 8 月 21 日

浜松市議会議員 渥美誠 殿

「消費税率一律 5 % 減税を求める意見書」を 国に送付するよう求める陳情

陳情者 団体名 浜松民主商工会
住 所 [REDACTED]
氏 名 疋田朋広 [REDACTED]

団体名 浜北民主商工会
住 所 [REDACTED]
氏 名 伊藤 博 [REDACTED]

団体名 天竜民主商工会
住 所 [REDACTED]
氏 名 鈴木義昭 [REDACTED]

【陳情趣旨】

消費税減税を求める国民世論に押され、政府は「社会保障国民会議」を立ち上げ、「給付付き税額控除実施までのつなぎとして、2年間のみ食料品の税率を 1 % に引き下げる」ことなどを柱とした議長案が公表されました。

飲食料品に対象を絞り、2年間のみとする減税案では、効果は限定的で物価高対策としては不十分です。飲食店は仕入れにかかる消費税が控除できず、納める消費税額が増えることになり、過去最多の倒産件数を更新している外食業界に重い消費税負担と複雑な事務負担が課されることになります。2年後に 8 % 税率に戻されれば、過去の増税時と同様、日本経済に大きな打撃になりかねません。

消費税減税は制度を複雑化させる軽減税率を増やすのではなく、期限を切らない一律減税によって実行されるべきです。税の専門家は、大企業や富裕層を優遇する不公平な税制を正せば消費税を廃止できる財源が生まれると試算しています。

以上の趣旨から私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与えている消費税について下記のことを陳情します。

【陳情事項】

一、消費税率一律 5 % 減税を求める意見書を国に送付すること。

消費税率一律５％減税を求める意見書(案)

消費税減税を求める国民世論に押され、政府は「社会保障国民会議」を立ち上げ、「給付付き税額控除実施までのつなぎとして、２年間のみ食料品の税率を１％に引き下げる」ことなどを柱とした議長案が公表されました。

飲食料品に対象を絞り、２年間のみとする減税案では、効果は限定的で物価高対策としては不十分です。飲食店は仕入れにかかる消費税が控除できず、納める消費税額が増えることになり、過去最多の倒産件数を更新している外食業界に重い消費税負担と複雑な事務負担が課されることになります。２年後に８％税率に戻されれば、過去の増税時と同様、日本経済に大きな打撃になりかねません。

消費税減税は制度を複雑化させる軽減税率を増やすのではなく、期限を切らない一律減税によって実行されるべきです。税の専門家は、大企業や富裕層を優遇する不公平な税制を正せば消費税を廃止できる財源が生まれると試算しています。

以上の趣旨から、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与えている消費税率一律５％減税を求めます。

市街化調整区域における廃校等公共施設の利活用推進及び規制緩和等を求める意見書（案）

地方創生の推進が叫ばれる中、本市をはじめとする全国の地方自治体では、少子化や人口減少に伴い役割を終えた小・中学校等の公共施設について、地域の拠点として再生を図るため、民間資金や創意工夫による利活用を模索してきた。

しかしながら、市街化調整区域内のこれらの公共施設については、都市計画法に基づく建築制限や用途変更の要件が厳格であり、民間事業者が参入を検討しても、許可手続の長期化や見通しの立てにくさ、活用可能な用途の制限等を理由に、事業化を断念せざるを得ない事例が相次いでいる。その結果、長年にわたり活用されないまま放置された施設では老朽化が進み、防犯上・安全上の課題が顕在化している。これは、地域コミュニティの拠点を失わせるのみならず、地域の活性化を阻害し、地方のさらなる衰退を招くおそれがあり、国の掲げる地方創生の理念とも相入れないものである。

現行制度においても特例措置等は存在するものの、手続の煩雑さや運用の地域差が指摘されており、急速に変化する地域ニーズや民間投資のスピード感に十分対応できていない面がある。

よって、国においては、地方の実情に即した柔軟な制度運用と地域資源の有効活用を可能とするとともに、利活用に至らないまま老朽化が進む施設の安全確保を図るため、下記の事項について速やかに講じられるよう強く要望する。

記

- 1 市街化調整区域内に位置する廃校等の公共施設について、民間事業者が地域活性化を目的として活用する場合には、用途変更に係る許可基準の緩和措置の検討、自治体に対する技術的助言の充実及び手続の簡素化・迅速化を図ること。
- 2 地方創生の推進や過疎対策等の施策と都市計画制度との整合を図り、過疎地域や市街化調整区域における地域資源の利活用について、地域の実情に応じた自治体の判断を尊重しつつ、全国的な運用指針を策定・周知すること。
- 3 制度上の制約等により利活用の見通しが立たないまま老朽化が進行した公共施設について、地域の安全確保の観点から、改修または除却に要する費用に対する財政的支援制度の創設や、特別交付税措置その他必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

孤立妊産婦と乳幼児の命を守る法整備を求める意見書（案）

予期せぬ妊娠や社会的孤立に悩む妊産婦への支援は、母子の命を救うための極めて緊迫した課題である。これまで熊本市の慈恵病院をはじめとする医療機関や民間団体の懸命な努力により、「このとりのゆりかご」や「内密出産」の取組が維持されてきたが、法的な位置づけの不明確さや財政支援の不足により、現場は極めて重い負担とリスクを背負っている。

生まれてくる子供にはいかなる罪もなく、全ての命が尊ばれ、育まれる権利を有している。社会的な孤立から、適切な医療を受けられずに危険な自宅出産や遺棄に至る悲劇を根絶するためには、医療従事者が安心して対応できる法的な後ろ盾と、持続可能な運用のための国の関与が不可欠である。

よって、国においては、「内密出産」や「孤立出産・新生児預け入れ」に関する全国統一の法的枠組みを速やかに構築するとともに、以下の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 医療機関が安心して孤立妊産婦や乳幼児を受け入れられるよう、内密出産に関わる法的な責任の所在を明確にし、制度化を急ぐこと。
- 2 医療機関や自治体にかかる出産費用・運営費の負担を軽減するため、国による確実な財政支援措置を講じること。
- 3 子供が将来、自身の出生の背景を知る「出自を知る権利」を保護するため、公的な情報管理体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

大規模データセンターに関わる法整備を求める意見書(案)

生成A Iの普及に伴い国内で大規模データセンター（以下「DC」という）の建設が進む中、近年は都市部の住宅地や文教地区近隣にまで計画が拡大し、住民の生活環境や安全への脅威が全国的な社会問題となっている。現行法においてDCは独自の用途区分がなく、一様に「事務所」等として扱われている。このため、実態は膨大な電力を消費し、大量の危険物を抱える工場に近い巨大施設であるにもかかわらず、住宅地域内であっても建設を拒絶できない「制度の空白」が生じている。また、環境アセスメントの対象外であるため、24時間連続稼働するファンの騒音・低周波音、大量の排熱、災害時における非常用重油や蓄電池からの火災リスクに対し、住民の安全を守る実効的な法規制が存在しない。

さらに、地方自治体の現場においては、経済・財政面での課題も浮き彫りとなっている。DCは巨額の投資規模の割に稼働後の常駐雇用が極めて少なく、地域雇用の受け皿になりにくい。また、利益に対する法人市民税は都市部の本社へ集中する一方、地方にはIT機器の短期間での減価償却による税収の急減リスクや、誘致競争に伴う過度な税制優遇措置による財政の歪みなど、中長期的な税収面の不安定さが課題となっている。

一方、海外では厳格な法整備が先行している。ドイツでは法律で電力効率基準を義務づけ、排熱の地域還元を法制化した。米国では住宅地からの距離制限を設け、住環境の死守とインフラ保護を両立させている。国内でも自治体が指導要綱等で規制を試みているが、法的強制力には限界があり、国レベルでの根本的な法整備が不可欠である。

よって、国においては、住民の平穏な生活を守り、地方財政・雇用の持続可能性を担保しつつ、デジタルインフラの整備を両立させるため、次の事項について速やかに法整備を行うよう強く要望する。

記

- 1 建築基準法等の改正によりDCの用途区分を新設して立地規制を導入し、法律上に明確な定義を行って住居地域への建設制限や住宅地からの距離制限を設けること。
- 2 環境影響評価法の対象へDCを追加することで、一定規模以上の大規模DCを環境アセスメントの対象に指定し、周辺への騒音や排熱の影響調査・対策を事業者に義務づけること。

- 3 消防法等における危険物貯蔵や災害リスクに対する安全基準を強化し、非常用燃料の保管や大規模蓄電池の設置に対して住宅街近隣での厳格な安全距離確保や最新の消火設備設置を義務付けること。
- 4 地域経済への還元・雇用創出の枠組みを整備して排熱の地域還元や地方への適切な税收配分・地元雇用を促すとともに、計画段階における住民への情報開示と説明会の開催を義務づけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

大規模データセンターに関わる法整備を求める意見書(案)

生成ＡＩの普及やクラウドサービスの拡大等に伴い国内で大規模データセンター（以下「ＤＣ」という）の建設が進む中、近年は計画段階における住民への事前説明がないまま都市部の住宅地や文教地区近隣にまで計画が拡大し、住民の生活環境や安全への配慮などが各地で課題として指摘されている。現行法においてＤＣは独自の用途区分が明確でなく、「事務所」等として扱われる場合がある。このため、実態は膨大な電力を消費し、大規模な冷却施設や高出力の非常用電源を備えた工場に近い性質を有する大規模施設にもかかわらず、自治体や住民が立地判断に十分関与できない制度上の課題がある。また、現行制度では、ＤＣ特有の環境影響を十分に評価する仕組みが整っていないため、24時間連続稼働するファンの騒音・低周波音、大量の排熱、災害時における非常用発電設備の燃料や蓄電池に起因する火災リスクに対し、住民の安全を守るＤＣ特有のリスクに即した包括的・実効的な規制体系が十分とは言えない。

さらに、地方自治体の現場においては、経済・財政面での課題も浮き彫りとなっている。利益に対する法人関係税収が本社所在地に偏在しやすい一方、地方ではＩＴ機器等の減価償却費に伴う固定資産税収等の変動リスクや、誘致競争に伴う過度な税制優遇措置による財政の歪みなど、中長期的な税収面の不安定さが課題となっている。

このため、自治体が指導要綱等で規制を試みているが、法的強制力には限界があり、国レベルでの根本的な法整備が不可欠である。

よって、国においては、住民の平穏な生活を守り、地方財政の持続可能性を担保しつつ、デジタルインフラの整備を両立させるため、速やかに大規模データセンターに関わる法整備を行うよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

避難所の空調及び非常用電源設備への国庫補助拡充を求める意見書(案)

近年の地球温暖化に伴う夏季の猛烈な酷暑及び相次ぐ地震災害において、避難所の環境改善は一刻の猶予も許されない最優先の命の課題である。特に、令和8年7月に発生した熊本地震では、猛暑の中で多くの被災者が避難生活を余儀なくされた。指定避難所となる小中学校の体育館における熱中症などの二次災害防止に向けた冷房環境の確保は、全国的な教訓として浮き彫りとなっている。

この避難所環境の脆弱性は、国内のインフラ課題にとどまらず、国際的な人道支援の最低基準である「スフィア基準」の観点からも極めて深刻な課題である。同基準は、避難所において「最適な快適温度、換気と保護を提供する」ことを義務づけており、過酷な暑さや寒さから被災者の命を守ることは、人間としての尊厳を保ちながら生き延びるための「最低限の権利」と位置づけられている。しかしながら、熊本では10年経っても避難状況が大きく変わらない様子が報道されているのをはじめ、日本の多くの避難所は今なおこの国際水準を満たしていないのが現状である。

国はこれまで、学校施設環境改善交付金等を通じ、学校体育館等への空調設置を支援してきた。しかし、大規模災害時には長期間の停電が発生することが多く、電力が途絶えればせっかく整備された空調設備もその機能を完全に喪失するという致命的な課題を抱えている。停電時にも空調を確実に稼働させ、スフィア基準が求める最低限の温熱環境を担保するためには、大型の非常用発電設備や大容量蓄電池等が不可欠である。

しかし、これらの設備投資は極めて高額であり、現在の補助制度や地方交付税措置だけでは地方自治体の財政負担が非常に重く、整備の遅れや地域格差を生む要因となっている。安全で尊厳ある避難所環境の整備は、自治体の財政力によって格差が生じてはならず、すべての被災者に等しく国際基準に準拠した安心が提供されなければならない。

よって、国においては、地方自治体の実態を厳粛に受け止め、下記の事項を速やかに実施されるよう強く要望する。

記

- 1 現行の避難所空調整備に関する国庫補助制度を拡充し、国際的なスフィア基準の達成に向けて学校体育館等の空調整備にかかる現行補助率の引き上げや申請要件の緩和、複数年にわたる計画的な予算枠の拡大を行うこと。

- 2 空調稼働を担保する非常用電源設備への財政支援を創設し、大規模停電時にも空調や避難所インフラを稼働させ続けられるよう、非常用発電機や蓄電池、電源自立型空調システムの導入、あるいは移動式電源車の配備等に特化した高率な国庫補助制度を新設・拡充すること。
- 3 地方負担分への特段の財政措置として、財政力が脆弱な自治体であっても確実に国際水準の安全性を確保できるよう特別交付税措置を大幅に引き上げるなど、地域格差のない防災拠点の整備を強力に後押しすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

消費税減税に伴う地方自治体の減収に対する国の責任ある財政措置を求める
意見書（案）

物価高騰が長期化する中、国民の生活を守るため、国においては、消費税の減税を含む様々な負担軽減策について議論が行われている。

消費税の減税は、家計の負担軽減という観点から一定の効果が期待される一方、地方自治体の財政運営に大きな影響を及ぼすことが懸念される。消費税は、国の財源であると同時に、地方消費税として地方自治体の重要な税源となっている。また、国の消費税収の一部は地方交付税の原資として地方財政を支えている。このため、国が消費税率を引き下げた場合、地方自治体の一般財源が大きく減少することとなる。

地方自治体は、住民に最も身近な行政主体として、社会保障、子育て支援、教育、防災・減災、道路・公共施設の維持管理等、多岐にわたる行政サービスを担っている。これらの多くは、短期間に縮減することが困難であり、税収の減少がそのまま行政サービスの低下につながることは避けなければならない。地方消費税の減収は各自治体の財政に直接的な影響を及ぼすことから、全国一律の国の税制改正によって地方の行政サービスの財源が損なわれることのないよう、十分な措置が必要である。

過去には、国の政策として実施された定額減税に伴う個人住民税の減収について、地方特例交付金により全額を国費で補填する措置が講じられた。国の政策判断によって地方自治体の歳入が減少する場合、その影響を地方自治体に負わせるのではなく、国の責任において必要な財源を確保することは、地方自治の安定的な運営を保障する上で重要である。

よって、国においては、消費税の減税を実施する場合においても、地方自治体が安定的かつ持続的に行政サービスを提供できるよう、地方財政に生じる影響を適切に把握するとともに、次の事項について必要な措置を講じることを強く要望する。

記

- 1 消費税減税によって生じる地方の減収分については、地方特例交付金によって措置するなど、国の責任において全額を補填すること。
- 2 地方自治体に新たな財政負担を生じさせるような税制改正等を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携及び
避難所環境の抜本的強化を求める意見書（案）

本年7月に「防災庁設置法」が成立し、平時の備えから発災時の対応、復旧・復興までを一貫して担う司令塔組織として「防災庁」の発足が目前に迫っている。

一方で、本年7月28日に発生した「令和8年熊本地震」では、猛暑期における大震災であったことから、停電や断水が続く中での避難生活や、車中泊・在宅避難に伴う熱中症、脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康リスク急増、衛生的なトイレの不足、ガソリン等燃料油の供給制限、さらには自治体職員自らが被災することによるマンパワー不足など、激甚化・複雑化する災害現場の課題が顕著となった。

今後想定される巨大地震や気象災害のリスクに対し、新たに発足する「防災庁」が、現場のニーズに即した司令塔機能を最大限に発揮し、災害関連死や二次災害を防ぎ、国民の命と暮らしを守り抜くためには、国と地方自治体との連携強化及び支援体制の抜本的刷新が不可欠である。

よって、国においては、防災庁の発足を機に、最新の災害教訓を踏まえた実効性のある取組となるよう、下記の措置を速やかに講じるよう強く要望する。

記

- 1 避難所開設について、法改正（国主導）により、スフィア基準に基づく避難所を実現させること。あわせて、対象の全体育館にエアコン整備を図ること。
- 2 災害関連死を防ぐため、DMA T（災害派遣医療チーム）やD P A T（災害派遣精神医療チーム）、D W A T（災害派遣福祉チーム）等を、避難所のみならず、車中泊や住宅避難者へも早期かつ広域に展開させる体制を整備すること。
- 3 防災庁設置後、都道府県及び政令指定都市に対して防災局の設置を促すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書（案）

化学物質過敏症（M C S : M u l t i p l e C h e m i c a l S e n s i t i v i t y）は、日常生活の中で使用される家庭用品や建築材料、農薬、化粧品、柔軟剤等に含まれる微量の化学物質に反応し、頭痛や全身倦怠感、呼吸困難など多様な身体症状が生じる疾患である。

現在、厚生労働省の傷病名コードに登録されているものの、発症メカニズムは未解明な部分が多く、客観的な診断基準や専門的治療を行える医療機関が極めて少ないのが現状である。

特に近年では、人工的な香料等によるいわゆる「香害」をきっかけに発症・重症化する事例が相次いでおり、家庭や職場、学校、公共施設等での無理解から、就労・就学の断念や不登校、社会的隔離へと追い込まれる患者が絶えない。化学物質過敏症は誰もが突然発症し得る疾患であり、当事者の経済的不安定や精神的孤立を防ぐ支援策の確立は一刻の猶予も許されない。

よって、国においては、令和6年4月に施行された改正障害者差別解消法の趣旨も踏まえ、化学物質過敏症患者の生命と暮らしを守り、社会全体の化学物質リスク管理を高めるため、下記の措置を速やかに講じるよう強く求める。

記

- 1 化学物質過敏症に関する全国的な疫学調査・実態調査を実施し、客観的診断基準の確立と専門医療体制の整備を行い、発症メカニズムの解明及び治療法確立への研究支援強化を図ること。
- 2 学校等の公共施設や職場などにおける環境対策と「香害」啓発を推進し、就労・就学現場における「合理的配慮」の徹底と環境整備を推進すること。
- 3 総合的な相談支援体制の構築と社会的理解を促進し、患者や家族が抱える苦痛や社会的孤立を防止するため、専門相談体制を強化するとともに、国民への正しい知識の普及を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書（案）

化学物質過敏症（MCS:Multiple Chemical Sensitivity）は、日常生活の中で使用される家庭用品や建築材料、農薬、化粧品、柔軟剤等に含まれる微量の化学物質に反応し、頭痛や全身倦怠感、呼吸困難など多様な身体症状を訴える患者・支援団体の訴えから、2009年10月、医療現場において標準病名として位置づけられ、厚生労働省の傷病名コードに登録されている。

しかし、症状の訴え自体は認められる一方、特定の化学物質曝露との因果関係や発症メカニズムは未解明な部分が多く、客観的な診断基準が確立していない状況で、専門的治療を行える医療機関は極めて少ないのが現状である。

近年では、人工的な香料等によるいわゆる「香害」をきっかけに発症・重症化する事例が相次いでおり、家庭や職場、学校、公共施設等での無理解から、就労・就学の断念や不登校へと追い込まれる患者が増えている現状も危惧すべきで、看過することはできない。

化学物質過敏症は、誰もが突然発症し得る疾患であり、当事者の経済的不安定や精神的孤立を防ぐ支援策の確立を急ぐ必要がある。

よって、国においては、令和6年4月に施行された改正障害者差別解消法の趣旨も踏まえ、化学物質過敏症患者の生命と暮らしを守るため、また、社会全体の化学物質リスク管理を高めるために、全国的な疫学調査・実態調査を実施し、発症メカニズムの解明及び治療法確立への研究支援強化を図るよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

中学校を含めた給食費無償化の制度化及び安定的な財源確保を求める意見書
(案)

令和9年度国の施策及び予算に関する提案が指定都市市長会で取りまとめられた。個別行政分野関係には「中学校を含めた給食費無償化の制度化及び安定的な財源確保」として1項目が明示されている。

そこでは「学校給食は学校給食法に基づく教育活動の一環であり、教育条件の均衡を確保する観点からも、9年間を通じた義務教育の一体性を踏まえた制度設計が不可欠である」と記されているように、学校給食の無償化は義務教育に係る負担軽減の観点で、小学校のみではなく、早急に中学校も実施すべきものである。

現在、小学校の学校給食費の負担軽減に係る財源は地方自治体への予算補助で食材費相当額が支援されているが、地方自治体の財政力によって地域間格差が生じている。

よって、国においては、下記の事項について早急に対応するよう強く要望する。

記

- 1 中学校を含めた給食費無償化を、国の責任において早急に法改正して制度化すること。
- 2 学校給食法が法改正され、無償化制度が構築されるまでの間、学校給食費の負担軽減に係る食材費の基準額は、物価高騰に見合う適正な額とし、恒久的かつ安定的な財政措置をすること。
- 3 長期欠席児童・生徒や私立学校、フリースクール等で学ぶ子供たちに加えて、重度のアレルギーや代謝性疾患のため、弁当持参で対応している子供たちにも給食無償化の恩恵が及ぶよう、柔軟かつ実効性のある支援制度を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

日 程 表

会期 自 11月24日(火) の25日間
至 12月18日(金)

令和8年11月定例会

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	会議場所	会 議 の 内 容	備 考
11月5日	木	総務委員会 厚生保健委員会 環境経済委員会 建設消防委員会 市民文教委員会	午前10時	第1委員会室 第2委員会室 第3委員会室 第4委員会室 第5委員会室	各種報告事項等	
6日	金					
7日	(土)					
8日	(日)					
9日	月					
10日	火					
11日	水					※意見書・請願提出期限 …午後5時
12日	木					
13日	金					
14日	(土)					
15日	(日)					
16日	月	議会運営委員会 全 員 協 議 会	午前10時 午後1時30分	第1委員会室 全 員 協 議 会 室	1 第4回定例会の運営について 2 その他 1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	○招集告示 ○議案配付
17日	火					
18日	水					
19日	木					
20日	金					
21日	(土)					
22日	(日)					
23日	(月)					〔勤労感謝の日〕
24日	火	本 会 議 常 任 委 員 会	午前10時 本会議終了後	議 場 各 委 員 会 室	1 諸般の報告 2 議案上程、説明、休憩（議案説明会）、 質疑、委員会付託 3 その他 付託議案審査（早期議決議案）	
25日	水					※質問通告期限…正午
26日	木					
27日	金	議会運営委員会	午前10時	第1委員会室	1 本会議2日目の運営について 2 その他	
28日	(土)					
29日	(日)					
30日	月	全 員 協 議 会 本 会 議	午前10時30分 午前11時	全 員 協 議 会 室 議 場	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他 1 委員長報告・質疑・（討論）・採決 2 その他	
12月1日	火					
2日	水					
3日	木	議会運営委員会	午前10時	第1委員会室	1 本会議3日目から6日目までの運営に ついて 2 意見書等の調整について 3 その他	

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	会議場所	会 議 の 内 容	備 考
4日	金	全 員 協 議 会	午前9時30分	全 員 協 議 会 室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		本 会 議	午 前 10 時	議 場	代表質問	
5日	(土)					
6日	(日)					
7日	月	本 会 議	午 前 10 時	議 場	一般質問	
8日	火	本 会 議	午 前 10 時	議 場	一般質問	
9日	水	本 会 議	午 前 10 時	議 場	一般質問	
10日	木	総 務 委 員 会 厚 生 保 健 委 員 会 環 境 経 済 委 員 会 建 設 消 防 委 員 会 市 民 文 教 委 員 会	午前9時30分	第 1 委 員 会 室 第 2 委 員 会 室 第 3 委 員 会 室 第 4 委 員 会 室 第 5 委 員 会 室	付託議案審査	
11日	金					※討論通告期限…正午
12日	(土)					
13日	(日)					
14日	月	大都市制度・行財政改革 特 別 委 員 会	午 前 10 時	第 1 委 員 会 室	各種報告事項等	
15日	火					
16日	水					
17日	木	議 会 運 営 委 員 会	午 前 10 時	第 1 委 員 会 室	1 定例会最終日の運営について 2 その他	
18日	金	全 員 協 議 会	午前9時30分	全 員 協 議 会 室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		本 会 議	午 前 10 時	議 場	1 委員長報告・質疑・（討論）・採決 2 その他	